



三重県公報

令和6年12月3日 (火)

第 572 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
818	第3回みえ県民1万人アンケートの実施	(企 画 課)	2
819	保安林の指定を解除する予定である旨	(治 山 林 道 課)	2
820	同件	(同)	2
821	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
822	同件	(同)	3
823	同件	(同)	4
824	同件	(同)	5
825	同件	(同)	6
826	同件	(同)	6
827	同件	(同)	7
828	同件	(同)	8
829	同件	(同)	9
830	同件	(同)	10
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総 務 課)	11
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	11
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	12

告 示

三重県告示第 818 号

第 3 回みえ県民 1 万人アンケートを次のとおり実施します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 調査の目的

令和 4 年度からのおおむね 10 年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」において、「強じて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、県民の生活の満足度等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和 6 年 12 月 5 日（木）から令和 7 年 1 月 10 日（金）まで（37 日間）

3 調査対象者

令和 6 年 9 月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている 18 歳以上の県民 10,000 人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 生活の満足度
- (2) 県が注力している取組に関すること

三重県告示第 819 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 解除予定保安林の所在場所

松阪市飯高町森字上岡 2975 の 2、字ひのたに 2983 の 2、2984 の 2、2985 の 3、2986 の 2、字今屋林 2991 の 2、2993 の 2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

三重県告示第 820 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 解除予定保安林の所在場所

多気郡大台町天ヶ瀬字硯水 478 の 11 から 478 の 14 まで（以上 4 筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

三重県告示第 821 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規

模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート津南店

津市高茶屋小森町中山 1172-1 ほか1筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 純
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市俵町2118番地36	森 弘治
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂九丁目7番1号	柚木 治
株式会社エルムズクリエイト	大阪府大阪市淀川区東三国四丁目11番4号	中森 章

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 洋一郎
株式会社オンセンド	岐阜県美濃市俵町2118番地36	森 弘治

3 変更年月日

令和6年9月20日

4 変更理由

小売業者の代表者の変更及び退店のため

5 届出の日

令和6年11月7日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート北楠店

四日市市楠町大字北五味塚字不納 1972 番地 14 ほか 11 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎

3 変更年月日

令和 6 年 9 月 20 日

4 変更理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 11 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 12 月 3 日から令和 7 年 4 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 823 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マート大矢知店

四日市市大矢知町字下沢 965 番地 1 ほか 6 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 一号館大矢知店

(変更後) F マート大矢知店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎

- 3 変更年月日
令和6年9月20日
- 4 変更理由
大規模小売店舗の名称及び小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年11月7日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年12月3日から令和7年4月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 824 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
F マート小牧店
四日市市小牧町字栗林 2751 番地 21
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）一号館小牧店
（変更後）F マート小牧店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 純

（変更後）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 洋一郎

- 3 変更年月日
令和6年9月20日
- 4 変更理由
大規模小売店舗の名称及び小売業者の代表者の変更のため
- 5 届出の日
令和6年11月7日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年12月3日から令和7年4月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 825 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スギ薬局桑名東店、F マート桑名東店
桑名市大字大福 678 番地 1 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) F マート桑名東店、(仮称) スギ薬局桑名東店
(変更後) スギ薬局桑名東店、F マート桑名東店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典

3 変更年月日

令和 6 年 9 月 20 日

4 変更理由

大規模小売店舗の名称及び小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和 6 年 11 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 12 月 3 日から令和 7 年 4 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 826 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日か

ら4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

江場ショッピングセンター

桑名市大字江場字宮之島 362-1 ほか10筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 純

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目4番1号	佐藤 洋一郎

3 変更年月日

令和6年9月20日

4 変更理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出の日

令和6年11月7日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和6年12月3日から令和7年4月3日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第827号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

I c h i g o k a n + P L U S 桑名陽だまり店

桑名市陽だまりの丘二丁目2701番

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) F1 マート桑名陽だまり店

桑名市大字西方字川原谷 2188 番地

(変更後) I c h i g o k a n + P L U S 桑名陽だまり店

桑名市陽だまりの丘二丁目2701番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
大薬局有限会社	桑名市大仲新田 447 番地	松岡 倫弘

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚 2 丁目 38 番地	河合 映治

3 変更年月日

令和 6 年 9 月 20 日

4 変更理由

大規模小売店舗の名称及び土地区画整理に伴う住所の変更並びに小売業者の入退店等のため

5 届出の日

令和 6 年 11 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 12 月 3 日から令和 7 年 4 月 3 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 828 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

F マートサーキット通り店
鈴鹿市稲生 4 丁目 1-1 ほか 10 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) F1 マートサーキット通り店

(変更後) F マートサーキット通り店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純
株式会社東洋薬局	津市押加部町 16-46	舌古 宏
株式会社パーティハウス	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	大桑 俊男
株式会社動物館アイドル 3	津市中央 8-11	杉本 三省

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
株式会社ハードオフコーポレーション	新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番 13 号	山本 太郎
株式会社ダイナ	愛知県名古屋市中村区靖国町 1-48-1	久保 圭一郎
アイ・ティー・エックス株式会社	神奈川県横浜市西区南幸 1 丁目 1 番 1 号 JR 横浜タワー26 階	野尻 幸宏
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一

- 3 変更年月日
令和 6 年 9 月 20 日
- 4 変更理由
大規模小売店舗の名称変更及び小売業者の入退店等のため
- 5 届出の日
令和 6 年 11 月 7 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 6 年 12 月 3 日から令和 7 年 4 月 3 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 829 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
F マート鈴鹿インター店
鈴鹿市伊船町字東境塚 1955-1 ほか 2 筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) F1 マート伊船店
(変更後) F マート鈴鹿インター店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 純

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社一号館	四日市市日永東三丁目 4 番 1 号	佐藤 洋一郎

- 3 変更年月日
令和 6 年 9 月 20 日
- 4 変更理由
大規模小売店舗の名称及び小売業者の代表者の変更のため

- 5 届出の日
令和6年11月7日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年12月3日から令和7年4月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 830 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和6年12月3日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか5筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4	杉浦 克典
株式会社三洋堂書店	愛知県名古屋市長区瑞穂区新開町 18 番 22 号	加藤 和裕

- 3 変更年月日
令和6年11月2日
- 4 変更理由
小売業者の住所変更のため
- 5 届出の日
令和6年11月2日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和6年12月3日から令和7年4月3日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

三重県表彰規則（昭和 25 年三重県規則第 38 号の 1）第 2 条の規定により、令和 6 年 11 月 21 日次の方を表彰しました。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県議会議員 在職 25 年 日 沖 正 信

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）

退任理事

亀山市野村 3 丁目 8 番 3 号

〃 三寺町 49 番地

津市安濃町内多 1526 番地 1

〃 〃 栗加 510 番地

〃 〃 草生 2200 番地 1

〃 〃 神田 177 番地

〃 〃 清水 709 番地

〃 〃 東観音寺 427 番地

〃 〃 中川 682 番地

〃 安東町 2686 番地 3

〃 大里睦合町 1211 番地

〃 大里山室町 297 番地 1

〃 河芸町上野 1628 番地 2

〃 〃 東千里 655 番地 2

〃 〃 南黒田 173 番地

〃 〃 三行 1223 番地

〃 北河路町 546 番地

〃 栗真小川町 1587 番地

〃 芸濃町萩野 415 番地

〃 〃 林 365 番地

〃 〃 棕本 743 番地

〃 〃 〃 3716 番地

〃 河辺町 1777 番地

〃 高野尾町 1626 番地

〃 〃 4605 番地

〃 野田 323 番地 5

〃 東丸之内 27 番 8 号

退任監事

津市安濃町草生 3205 番地

〃 安東町 1244 番地

〃 芸濃町棕本 1900 番地

就任理事

亀山市野村 3 丁目 8 番 3 号

〃 三寺町 49 番地

櫻井 義之

肥田 岩男

上村 雅

平松 傳一

紀平 守昭

中尾 輝夫

浅生 英典

織田 弘

横山 重治

前川 正次

辻 賀正

草深 みつよ

別所 千万男

清水 英治

小黒 敏克

須田 純正

粉川 往章

西口 誠彦

稲垣 光之

鈴木 宗男

駒田 勝巳

佐野 孝彦

田村 宗博

田中 康章

稲垣 元康

池村 登美男

前葉 泰幸

若林 秀樹

富増 稔

横山 和俊

櫻井 義之

肥田 岩男

津市安濃町内多 849 番地
 " " 栗加 510 番地
 " " 草生 689 番地
 " " 神田 177 番地
 " " 曾根 658 番地
 " " 連部 228 番地
 " " 東観音寺 426 番地
 " " 中川 682 番地
 " 安東町 2686 番地 3
 " 一身田上津部田 741 番地
 " " 平野 310 番地
 " 大里睦合町 1211 番地
 " 大里山室町 297 番地 1
 " 河芸町上野 1628 番地 2
 " " 高佐 439 番地 2
 " " 東千里 655 番地 2
 " " 南黒田 173 番地
 " 神戸 1227 番地
 " 北河路町 546 番地
 " 栗真小川町 1587 番地
 " 芸濃町雲林院 609 番地
 " " 忍田 258 番地
 " " 萩野 415 番地
 " " 林 1322 番地
 " " 棕本 743 番地
 " " " 1960 番地 5
 " " " 3716 番地
 " 河辺町 1777 番地
 " 高野尾町 1626 番地
 " " 4605 番地
 " 東丸之内 27 番 8 号

上 村 佐和子
 平 松 傳 一
 平 澤 一 浩
 中 尾 輝 夫
 伊 藤 一 夫
 前 田 重 憲
 内 田 守
 横 山 重 治
 前 川 正 次
 佐 脇 正 浩
 中 尾 茂 之
 辻 賀 正
 草 深 みつよ
 別 所 千万男
 丹 羽 正 子
 清 水 英 治
 小 黒 敏 克
 池 田 長 義
 粉 川 往 章
 西 口 誠 彦
 松 村 重 久
 藤 本 惠
 稲 垣 光 之
 竹 尾 泰
 駒 田 勝 巳
 佐 藤 惠 子
 佐 野 孝 彦
 田 村 宗 博
 田 中 康 章
 稲 垣 元 康
 前 葉 泰 幸

就任監事

津市安東町 1244 番地
 " 河芸町南黒田 361 番地
 " 芸濃町棕本 1900 番地

富 増 稔
 河 戸 和 治
 横 山 和 俊

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 3 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
 令和 6 年 11 月 13 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
- 3 作業地域
 員弁郡東員町大字山田

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
